東京医療保健大学感染制御学教育研究センター規程

（趣旨）

第１条 感染制御学に関わる教育研究の充実発展を図るため「東京医療保健大学感染制御学教育研究センター」（以下「感染制御学教育研究センター」という。）を設置し、国際的通用性の高い教育研究を組織的に推進する。

（所掌事項）

第２条 感染制御学教育研究センターは、次の業務を行う。

（１）感染制御学に関わる教育に関すること。

（２）感染制御学の分野で基礎、応用研究を行うこと。

（３）感染制御学の発展を目指した新たな学問拠点を形成すること。

（４）国内外における感染制御学の貢献に関すること。

（５）その他、感染制御学に関わる(経費含む)こと。

（構成員）

第３条 感染制御学教育研究センターの運営構成員は次のとおりとし、センター長は学長が指名し、大学経営会議において任命する。

（１）本学関係者。

教員の中から大学経営会議で任命する者。

大学経営会議室長、事務局長、五反田事務部長。

（２）その他、センター長が必要と認める者。

（事務局）

第４条 感染制御学教育研究センターに関する事務は五反田事務部が担当する。

（その他）

第５条 この規程に定めるほか、感染制御学教育研究センターに関することについては、別途定めることとする。

（附則）

本規程は、平成２４年４月１日から施行する。

本規程は、平成２９年５月１０日から施行する。

本規程は、平成３０年４月１日から施行する。

本規程は、令和６年４月１日から施行する。